

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

1 賦課総額の見直し

① 一般被保険者に係る基礎賦課総額（第1条中第9条の3第1号及び第2号）

	改 正 前	改 正 後
賦課の対象となる費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険給付費（一般被保険者に係るもの） ・ 前期高齢者納付金等 ・ 保健事業に要する費用 ・ 保険財政共同安定化事業拠出金 ・ 高額医療費共同事業拠出金の2分の1の額 ・ その他の国民健康保険事業（以下「国保事業」という。）に要する費用（事務費・退職分・後期等分・介護分に係るものを除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ア 保険給付費（一般被保険者に係るもの） イ 国民健康保険事業費納付金（後期等分・介護分を除く。） ウ 財政安定化基金拠出金 エ 財政安定化基金事業借入金の償還金 オ 保健事業に要する費用 カ その他国保事業に要する費用（事務費・退職分・後期等分・介護分に係るものを除く。）
控除する収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定率国庫負担金 ・ 国調整交付金 ・ 県調整交付金 ・ 特定健診等負担金 ・ 保健師費用・国保事業国補助金 ・ 国保事業県補助金・貸付金 ・ 保険財政共同安定化事業交付金 ・ 高額医療費共同事業交付金 ・ その他の国保事業に要する費用のための収入 	<ul style="list-style-type: none"> ア 保健師費用・国保事業国補助金 イ 国保事業県補助金・貸付金 ウ 保険給付費等交付金 エ その他の国保事業に要する費用のための収入

② 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額（第1条中第13条の6の2第1号及び第2号）

	改 正 前	改 正 後
と賦課の対象となる費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 後期高齢者支援金等・病床転換支援金等（退職分を除く。） 	<ul style="list-style-type: none"> ア 国民健康保険事業費納付金（後期高齢者支援金等・病床転換支援金等に係るもの）（退職分を除く。）
控除する収入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定率国庫負担金 ・ 国調整交付金 ・ 県調整交付金 ・ 国保事業県補助金・貸付金 ・ その他の国保事業に要する費用のための収入 	<ul style="list-style-type: none"> ア 国保事業県補助金・貸付金 イ その他の国保事業に要する費用のための収入

③ 介護納付金賦課総額（第1条中第13条の7第1号及び第2号）

	改正前	改正後
と賦課の なるの 費用の 対象	・介護納付金	ア 国民健康保険事業費納付金（介護納付金に係るもの）
控除する 収入	・定率国庫負担金 ・国調整交付金 ・県調整交付金 ・国保事業県補助金・貸付金 ・その他の国保事業に要する費用のための収入	ア 国保事業県補助金・貸付金 イ その他の国保事業に要する費用のための収入

2 賦課限度額の見直し

- ・基礎賦課限度額の見直し（第1条中第13条の6）

	改正前	改正後
基礎賦課限度額	54万円	58万円

3 軽減判定所得の見直し

- ・軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得の見直し（第1条中第18条第1項第2号及び第3号）

	改正前	改正後
5割軽減	基礎控除額（33万円） + 27万円 × （被保険者数）	基礎控除額（33万円） + 27.5万円 × （被保険者数）
2割軽減	基礎控除額（33万円） + 49万円 × （被保険者数）	基礎控除額（33万円） + 50万円 × （被保険者数）

※被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

4 賦課割合の見直し（第1条・第2条・第3条）

- ・所得割と資産割の賦課割合を段階的に見直し、平成32年度には資産割を廃止する。

		改正前	第1条による 改正後	第2条による 改正後	第3条による 改正後
			平成30年度	平成31年度	平成32年度
(第13条第1項) 基礎賦課額	所得割 (第1号)	100分の40	100分の43	100分の47	100分の50
	資産割 (第2号)	100分の10	100分の7	100分の3	廃止
(第13条の6の6第1項) 後期高齢者支援金等賦課額	所得割 (第1号)	100分の40	100分の43	100分の47	100分の50
	資産割 (第2号)	100分の10	100分の7	100分の3	廃止
(第13条の11第1項) 介護納付金賦課額	所得割 (第1号)	100分の40	100分の43	100分の47	100分の50
	資産割 (第2号)	100分の10	100分の7	100分の3	廃止

5 施行期日

- ・第1条 平成30年4月1日
- ・第2条 平成31年4月1日
- ・第3条 平成32年4月1日